**愛媛県の給与・定員管理等について**

**１　総括**

**（1）人件費の状況（普通会計決算）**

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成29年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 住民基本台帳人口（平成30年１月１日） | 歳　出　額(A) | 実 質 収 支 | 人　件　費(B) | 人件費率(B/A) | 平成28年度の人件費率 |
| 平成29年度 | 人1,394,339 | 千円614,958,119 | 千円2,098,280 | 千円166,229,565 | ％27.0 | ％27.9 |

**（2）職員給与費の状況（普通会計決算）**

平成29年度における普通会計の決算による職員給与費の状況は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　区　分　 | 職 員 数(A) | 給　　　　　与　　　　　費 | １人当たり平均給与費(B/A) |  | （参考）都道府県平均1人当たりの給与費 |
| 給　　　料 | 職 員 手 当 | 期末・勤勉手当 | 計 (B) |
| 平成29年度 | 人18,481 | 千円79,762,491 | 千円14,093,975 | 千円31,385,843 | 千円125,242,309 | 千円6,777 | 　　　　　千円7,174 |

注１　職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

２　職員数は、平成29年４月１日現在の人数です。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職

員を含んでいません。

**（3）特記事項**

平成30年度の知事等特別職の給与の臨時的な減額措置は、以下のとおりです。

○特別職

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 給　料 |
| 知　事 | 10/100 |
| 副知事 | 6/100 |
| 教育長、公営企業管理者、常勤監査委員 | 5/100 |

**（4）ラスパイレス指数の状況**

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の平成30年４月１日におけるラスパイレス指数は、98.3と国よりも低くなっており、都道府県平均（100.1）を1.8ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大20％の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が74.5％（30年４月１日現在）であるのに対し、県職員は0.4％（30年４月１日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。

注1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

注２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

**（5）パーシェ指数の状況**

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の平成30年４月１日におけるパーシェ指数は、98.1と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

**（6）給与改定の状況**

　平成30年度については、県人事委員会の勧告を受け、県職員給与と民間給与の較差是正等のため、次のとおり改定しました。

1. 月例給

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分　 | 人事委員会の勧告 | 給与改定率 |  | （参考）国の改定率 |
| 民間給与　　　　　Ａ | 県職員給与　　　　Ｂ | 較差　　　Ａ-Ｂ | 勧告（改定率） |
| 平成30年度 | 　円367,739 | 円366,774 | 円965（0.26％） | ％0.26 | ％0.26 | ％0.16 |

注　「民間給与」、「県職員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

1. 特別給（期末・勤勉手当）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分　 | 人事委員会の勧告 | 年間支給月数 |  | （参考）国の年間支給月数 |
| 民間の支給割合　　　　　Ａ | 県職員の支給月数　　　Ｂ | 較差　　　Ａ-Ｂ | 勧告（改定月数） |
| 平成30年度 | 　月4.44 | 月4.40 | 月0.04 | 月0.05 | 月4.45 | 月4.45 |

注　「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合です。また、「県職員の支給月数」は、

期末手当及び勤勉手当を合計した年間の支給月数です。

1. 扶養手当（平成29年4月1日から段階実施）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度以降 |
| 配偶者 | 行政職給料表7級以下 | 13,000 | 10,000 | 6,500 | 6,500 | 6,500 |
| 行政職給料表8級 | 13,000 | 10,000 | 6,500 | 3,500 | 3,500 |
| 行政職給料表9級 | 13,000 | 10,000 | 6,500 | 3,500 | （支給しない） |
| 子 | 6,500 | 8,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 父母等 | 行政職給料表7級以下 | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 6,500 |
| 行政職給料表8級 | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 3,500 | 3,500 |
| 行政職給料表9級 | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 3,500 | （支給しない） |

（備考）

１　「行政職給料表７級」、「行政職給料表８級」及び「行政職給料表９級」には、これらに相当する職務の級を含む

２　職員に配偶者がない場合の扶養親族１人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする

**（7）給与制度の総合的見直しの実施状況について**

①給料表の見直し

　　平成27年４月1日に、一般行政職員の給料表について、平均△2.38%（最高△4.36%）の見直しを行いました。

給料表見直しの経過措置(現給保障)は３年とし、平成30年３月31日をもって終了しました。

　②地域手当の見直し

　　地域手当の支給割合について、平成27年度に国と同じ基準で見直しを行いました。

　　【参考：H30.4.1現在の支給割合】

東京都特別区在勤者：20％　大阪府大阪市在勤者及び医療職給料表（一）適用者：16％

③その他の見直し内容

・単身赴任手当

単身赴任手当の支給額について、平成27年度に国と同じ基準で見直しを行いました。

【参考：H30.4.1現在の支給額】

基礎額：30,000円　距離加算上限額：70,000円

・管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当の支給対象業務について、平成27年度に国と同じ基準で平日深夜業務を追加しました。

**２　職員の平均給与月額、初任給等の状況**

**（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年４月１日現在）**

平成30年４月１日現在における職員数（企業会計関係職員2,071人及び再任用短時間勤務職員337人を含まない。以下（2）及び（3）において同じ。）は、18,393人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下(2)及び(3)において同じ。） 3,969人（21.6パ－セント）、技能労務職 228人（1.2パ－セント）、高等学校（特殊・専修・各種）教育職 2,414人（13.1パ－セント）、中学校・小学校教育職7,520人（40.9パ－セント）及び公安職 2,467人（13.4パ－セント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

1. 一般行政職（行政職給料表適用者(税務職員等を除く。)）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額（国比較ベース） |
| 愛　媛　県 | 44.2歳 | 331,678円 | 419,990円 | 363,800円 |
| 国 | 43.5歳 | 329,845円 | ― | 410,940円 |
| 都道府県平均 | 43.1歳  | 327,050円  | 413,909円 | 369,953円 |

1. 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 公務員 | 民間 | 参考 |
| 平 均 年 齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額（Ａ） | 平均給与月額(国比較ベース) | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額（Ｂ） | Ａ／Ｂ |
| 愛　媛　県 | 52.7歳  | 228人 | 334,994円 | 370,822円 | 349,721円 | ― | ― | ― | ― |
|  | うち学校給食員 | 52.4歳 | 15人 | 339,701円 | 376,334円 | 361,701円 | 調理士 | 45.6歳 | 223,500円 | 1.68 |
| うち用務員 | 51.8歳 | 102人 | 338,195円 | 378,002円 | 354,125円 | 用務員 | 55.6歳 | 207,200円 | 1.82 |
| うち自動車運転手 | 56.5歳  | 31人 | 340,081円 | 375,637円 | 350,177円 | 自家用乗用自動車運転者 | 57.6歳 | 201,900円 | 1.86 |
| うち電話交換手 | 52.1歳 | 7人 | 313,646円 | 330,969円 | 318,646円 | ― | ― | ― | ― |
| 国 | 50.7歳 | 2,553人 | 286,817円 | ― | 328,637円 | ― | ― | ― | ― |
| 都道府県平均 | 52.9歳 | 210人 | 324,106円 | 379,720円 | 357,326円 | ― | ― | ― | ― |

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 参考 |
| 年収ベース（試算値）の比較 |
| 公務員（Ｃ） | 民間（Ｄ） | Ｃ／Ｄ |
| 愛　媛　県 | ― | ― | ― |
|  | うち学校給食員 | 円6,149,708 | 円2,958,300 | 2.08 |
|  | うち用務員 | 円6,146,424 | 円2,808,700 | 2.19 |
|  | うち自動車運転手 | 円6,093,944 | 円2,717,600 | 2.24 |
|  | うち電話交換手 | ― | ― | ― |

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成27～29年の３ヵ年平均）

※　民間データのうち、「学校給食員」、「自動車運転手」は、公表されている愛媛県データを使用しています。なお、「用務員」

は都道府県別のデータが公表されていないため、全国計データを使用しています。

※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※　年収ベースの「公務員（Ｃ）」及び「民間（Ｄ）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与その他特別給与額を加えた試算値です。

1. 高等学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者（特別支援学校職員を除く））

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
| 愛　媛　県 | 44.8歳 | 379,123円 | 435,028円 |
| 都道府県平均 | 44.8歳  | 375,279円 | 440,397円 |

④ 中学校・小学校教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
| 愛　媛　県 | 45.9歳 | 373,890円 | 411,266円 |
| 都道府県平均 | 43.0歳  | 361,178円  | 419,034円 |

⑤ 公安職（公安職給料表適用者）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額（国比較ベース） |
| 愛　媛　県 | 38.5歳  | 322,176円  | 423,710円  | 344,177円 |
| 国 | 41.3歳 | 317,397円 | ― | 374,941円 |
| 都道府県平均 | 38.4歳 | 320,732円 | 456,228円 | 368,727円 |

注１　「平均給料月額」とは、平成30年４月１日現在における各職種の職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

２　「平均給与月額」とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

**（2）職員の初任給の状況（平成30年４月１日現在）**

平成30年４月１日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 愛　媛　県 | 国 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 186,524円 | 総合職（大卒）183,700円 |
| 一般職（大卒）179,200円 |
| 高校卒 | 152,090円 | 一般職（高卒）147,100円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 145,063円 | － |
| 中学卒 | 129,402円 | － |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 216,641円 | － |
| 中学校・小学校教育職 | 大学卒 | 216,611円 | － |
| 公 安 職 | 大学卒 | 209,614円 | 総合職（大卒）211,000円　 |
| 一般職（大卒）208,000円　 |
| 高校卒 | 177,087円 | 一般職（高卒）169,500円　 |

**（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年４月１日現在）**

平成30年４月１日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 261,103円 | 357,545円 | 378,764円 | 388,177円 |
| 高校卒 | 216,641円 | 306,470円 | 352,732円 | 367,798円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | ― | ― | ― | 324,255円 |
| 中学卒 | ― | ― | ― | ― |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 307,218円 | 402,177円 | 424,388円 | 434,967円 |
| 高校卒 | ― | ― | 367,611円 | 403,777円 |
| 中学校・小学校教育職 | 大学卒 | 301,315円 | 383,653円 | 408,684円 | 420,158円 |
| 高校卒 | ― | ― | ― | ― |
| 公安職 | 大学卒 | 280,030円 | 389,999円 | 407,282円 | 419,768円 |
| 高校卒 | 253,463円 | 352,636円 | 391,278円 | 400,803円 |

注　経験年数とは、おおむね次のとおりです。

1. 学歴取得後直ちに本県へ就職した者　県職員として在職した年数
2. 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者　無職の期間の４分の１及び他へ就職し　　ていた期間のおおむね10分の８の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

**３　一般行政職の級別職員数等の状況**

1. **一般行政職の級別職員数の状況（平成30年４月１日現在）**

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により１級から９級までの９区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の１級から９級までの区分と同じです。

平成30年４月１日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | １号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
| １級 | 主事・技師 | 416人  | 10.7％  | 143,156円 | 248,063円 |
| ２級 | 主事・技師 | 405人  | 10.4％  | 193,451円 | 304,984円 |
| ３級 | 主任・係長 | 562人  | 14.4％  | 229,792円 | 350,963円 |
| ４級 | 専門員 | 1,562人  | 40.1％  | 263,021円 | 385,296円 |
| ５級 | 課長補佐・主幹 | 588人  | 15.1％  | 289,123円 | 394,131円 |
| ６級 | 課長 | 147人  | 3.8％  | 319,742円 | 411,398円 |
| ７級 | 参事 | 138人  | 3.5％  | 363,712円 | 446,233円 |
| ８級 | 局長 | 59人  | 1.5％  | 409,290円 | 470,025円 |
| ９級 | 部長 | 18人  | 0.5％  | 459,786円 | 529,155円 |
| 計 | 3,895人  | 100.0％  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

注１　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

　２　再任用職員は含んでいません。

　３　構成比は、小数点第２位で四捨五入しているため、合計は100％になりません。

1. **国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年４月１日現在）**

国４級

国10級

国９級

国８級

国５級

国７級

国６級

国２級

国１級

国３級

**（３）昇給への人事評価の活用状況（愛媛県）**

地方公務員法第40条に基づき、毎年12月１日現在を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成30年4月2日から平成31年4月1日までにおける運用 | 管理職員 | 一般職員 |
| イ 人事評価を活用している |  |  |
|  | 活用している昇給区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 |
| 上位、標準、下位の区分 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 上位、標準の区分 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 標準、下位の区分 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 標準の区分のみ（一律） | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ロ 人事評価を実施していない |  |  |
|  | 活用予定時期 |  |  |

**４　職員の手当の状況**

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び１人当たり平均支給額は、平成29年度普通会計決算ベースの額です。

**（1）期末手当・勤勉手当**

|  |  |
| --- | --- |
| 愛　　媛　　県 | 国 |
| １人当たり平均支給額（平成29年度決算）1,600千円　　 | ― |
| （平成29年度支給割合）　　　　　　期末手当　　　　　　　勤勉手当　　　　　　2.6 月分　　　　　 　 1.8 月分　　　　 （1.45）月分　　　　　 （0.85）月分 | （平成29年度支給割合）　　　　　　期末手当　　　　　　　勤勉手当　　　　　　2.6 月分　　　　　　 1.8　 月分　　　　 （1.45）月分　　　　　 （0.85）月分 |
| （加算措置の状況）職制上の段階、職務の級等による加算措置 | （加算措置の状況）職制上の段階、職務の級等による加算措置 |

注１　特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.2月分となっています。

２　（　）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

　**○勤勉手当への人事評価の活用状況（愛媛県）**

業務の質・量及び達成度を踏まえ、期中及び期末における評価を実施し、その評価結果に基づき、成績率を決定しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成30年度中における運用 | 管理職員 | 一般職員 |
| イ 人事評価を活用している |  |  |
|  | 活用している成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 |
| 上位、標準、下位の成績率 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 上位、標準の成績率 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 標準、下位の成績率 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 標準の成績率のみ（一律） | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ロ 人事評価を活用していない |  |  |
|  | 活用予定時期 |  |  |

**（2）退職手当（平成30年４月１日現在）**

|  |  |
| --- | --- |
| 愛　　媛　　県 | 国 |
| （支給率）　　　　　自己都合　　　　勧奨・定年勤続20年 　　　　19.6695月分　　　 24.586875月分勤続25年 　　　　28.0395月分　　　 33.27075 月分勤続35年 　　　　39.7575月分　　　 47.709 月分最高限度額　　　　47.709 月分　　　 47.709 月分その他の加算措置　退職手当の調整額　　職務の級等の区分に応じた８段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算　定年前早期退職特別措置（2～20％加算）　　　　　　　　　　 自 己 都 合　　 勧奨・定年１人当たり平均支給額　5,958千円　　　22,025千円 | （支給率）　　　　　自己都合　　　　勧奨・定年勤続20年　　　　　19.6695月分　　　 24.586875月分勤続25年 　　　　 28.0395月分　　　 33.27075 月分勤続35年　　　　　39.7575月分　　　 47.709 月分最高限度額　　　　 47.709 月分　　　 47.709 月分その他の加算措置　退職手当の調整額　　職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月　分の合計額を調整額として加算　定年前早期退職特別措置（2～45％加算） |

注　１人当たり平均支給額は、平成29年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

**（3）地域手当（平成30年４月１日現在）**

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、広島県広島市及び香川県高松市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 支 給 実 績（平成29年度決算） | 58,144千円　 |
| 支給対象職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算） | 735,620円　 |
| 区　　分 | 支給対象地域 | 支　給　率 | 支給対象職員数 | 国の支給率 |
| 医　　師 |  | 16％ | 26人 | 16％ |
| 医師以外 | 東京都（特別区） | 20％ | 27人 | 20％ |
| 大阪府（大阪市） | 16％ | 7人 | 16％ |
| 愛知県（名古屋市） | 15％ | 1人 | 15％ |
| 広島県（広島市） | 10％ | 1人 | 10％ |
| 香川県（高松市） | 6％ | 1人 | 6％ |
| 宮城県（仙台市） | 4.5％ | 1人 | 6％ |

注　支給対象職員数は、平成30年４月１日現在の職員数です。

**（4）特殊勤務手当（平成30年４月１日現在）**

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給実績（平成29年度決算） | 1,355,199千円　　 |
| 支給職員１人当たり平均支給額（平成29年度決算） | 118,867円　　 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度） | 59.7％　　 |
| 手当の種類（手当数） | 55　　　 |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績（平成29年度） | 支給単価 |
| 県税事務従事職員の特殊勤務手当 | 県税事務に従事する職員 | 納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等 | 1,154千円 | 日額 500円 |
| 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当 | 伝染病防疫業務に従事する職員 | 伝染病患者等の救護作業伝染病菌の付着した物件等の処理作業伝染病菌を有する家畜等の防疫作業 | 109千円 | 日額 290円 |
| 産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当 | 産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員 | ①人体に有毒なガスの発生を伴う業務②特に危険性を有する薬品を取り扱う業務③病理細菌を取り扱う業務 | 1,881千円 | 1. 額 290円

②及び③日額 200円 |
| 特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当 | 特殊現場作業に従事する職員 | ①トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業②墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等 | 5千円 | ①日額 560円 ②日額 220円  |
| レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当 | レントゲン技術又はその補助に従事する職員 | レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業 | 196千円 | 日額 230円 |
| 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当 | 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員 | ①児童の一時保護作業②児童及び精神障害者等の心理判定作業③重症心身障害児等の看護作業等④精神障害者等の看護作業等 | 10,229千円 | ①日額 350円②～④日額 420円 |
| 児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当 | 児童自立支援施設に勤務する職員 | 児童の自立支援又は生活支援の業務 | 6,721千円 | 日額 820円、1,480円、2,220円 |
| 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当 |  |  |  |  |
|  | 私服員の捜査、逮捕作業等手当 | 当該作業に従事する私服警察職員 | 犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業 | 77,820千円 | 日額 560円  |
| 犯罪鑑識作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業 | 6,234千円 | 日額 280円又は560円 |
| 交通取締用自動車等運転作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業 | 30,484千円 | 日額 420円又は560円 |
| 山岳捜索救難作業手当 | 山岳救助警備隊に属する警察職員 | 山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業 | 129千円 | 日額 840円 |
|  | 警ら作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 警ら作業 | 31,024千円 | 日額 340円 |
|  | 身辺警護等作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | ①天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業1. の他の要人等の警護作業
 | 553千円 | ①日額 1,150円②日額 640円 |
|  | 銃器犯罪捜査作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | ①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業③保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業 | 0千円 | ①日額 1,640円②日額 820円又は1,100円③日額 820円 |
|  | ひき逃げ捜査作業手当 | 当該作業に従事する交通専務員 | ひき逃げ捜査作業 | 715千円 | 日額 560円 |
|  | 交通取締等作業手当 | 当該作業に従事する交通専務員 | ①共同危険行為取締作業②交通取締り(①の作業を除く。)、整理及び事故処理作業 | 7,247千円 | ①日額 560円②日額 310円 |
|  | 留置場等看守作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 留置場等において収容者を看守する作業 | 4,450千円 | 日額 230円 |
|  | 被疑者護送作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 被疑者護送作業 | 1,501千円 | 日額 230円 |
|  | 火薬類取締作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。) | 9千円 | 日額 250円  |
|  | 夜間特殊作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 夜間(深夜(午後10時から翌日の午前５時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務 | 49,611千円 | １回 410円、730円又は1,100円 |
|  | 潜水作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 潜水器具を着用して従事する潜水作業 | 24千円 | １時間 310円又は780円 |
|  | 死体取扱作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | ①検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業1. の他の死体取扱作業
 | 26,866千円 | ①１回 3,200円②１回 1,600円 |
|  | 爆発物処理作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 爆発物処理作業 | 0千円 | １回 5,200円 |
|  | 特殊危険物質処理作業等手当 | 当該作業に従事する警察職員 | ①特殊危険物質(サリン等)の処理作業②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業③特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業 | 0千円 | ①日額 5,200円②日額 250円③日額 460円 |
|  | 緊急業務処理作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業 | 3,143千円 | １回 1,240円 |
|  | 少年補導作業手当 | 少年補導職員 | 少年補導作業 | 504千円 | 日額 310円 |
|  | 災害警備等作業手当 | 当該作業に従事する警察職員 | 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業 | 0千円 | 日額 840円 |
|  | 術科指導作業手当 | 当該作業に従事する術科指導員 | 術科指導作業（本務として従事する作業を除く。） | 13千円 | １時間 300円 |
| 漁労手当 | 水産実習船に勤務する船員 | 漁労業務 | 762千円 | 日額 3,000円～8,400円 |
| 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当 | 社会福祉主事身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司児童福祉司 | 要保護者等を訪問して行う指導等、身体障害者に面接して行う相談等又は児童等に面接して行う相談等の業務 | 3,029千円 | 日額 510円 |
| 精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当 | 精神保健指定医、診察立会職員等 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務 | 12千円 | 日額 320円 |
| 職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当 | 高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員 | 職業訓練業務 | 2,090千円 | 日額 790円 |
| と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当 | 食肉衛生検査センターに勤務する職員 | と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査 | 2,546千円 | 日額 1,180円 |
| 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当 | 麻薬取締員 | 麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務 | 14千円 | 日額 420円 |
| 爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当 | 本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員 | 火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務 | 20千円 | 日額 250円  |
| 漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当 | 当該作業に従事する職員 | 漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業 | 1,015千円 | 日額 500円 |
| 夜間看護手当 | 子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前５時までの間)において行われる看護等の業務 | 10,692千円 | １回 2,000円から3,300円まで |
| 家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当 | 家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員 | 家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務 | 5,436千円 | 日額 730円 （ＢＳＥ検査：810円加算） |
| 潜水手当 | 農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員 | 海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業 | 11千円 | １時間 310円又は780円 |
| 用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当 | 農林水産部農業振興局農地整備課、土木部管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員 | 公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務 | 2,445千円 | 日額 650円 |
| 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当 | ①身体障害者更生相談所に勤務する看護師等②婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員 | ①看護業務②職業訓練又は生活指導の業務 | 104千円 | 日額 420円 |
| 精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当 | 保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務 | 386千円 | 日額 230円 |
| 航空手当 | 当該業務に従事する職員 | ①航空機の操縦業務②航空機の整備等業務（整備士）③航空機に搭乗して行う訓練等の業務（①及び②以外） | 467千円 | ①１時間 7,700円 ②１時間 4,500円③１時間 1,900円 |
| 災害応急作業等手当 | 土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員 | 異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業①巡回監視②応急作業等 | 0千円 | ①日額 480円②日額 730円 |
| 当該作業等に従事する職員（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例） | ①東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業②原子力災害対策特別措置法第２０条第３項の規定に基づく指示（以下「本部長指示」という。）による帰還困難区域において行う作業③本部長指示による居住制限区域において行う作業 | 0千円 | ①日額20,000円～3,300円②屋外作業　日額6,600円　屋内作業　日額1,330円③屋外作業　日額3,300円　屋内作業　日額　 660円 |
| 異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業①巡回監視②応急作業等 | 0千円 | ①日額 480円②日額 730円 |
| 当該作業等に従事する職員（東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の特例） | ①原子力災害対策特別措置法第17条第９項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業②特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業 | 0千円 | ①20,000円②10,000円 |
| 異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業①巡回監視②応急作業等 | 0千円 | 日額730円を超えない額 |
| 食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当 | 食肉衛生検査センターに勤務する職員 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務 | 58千円 | 日額 1,180円 |
| 特殊自動車運転作業手当 | 農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局産地育成室、中予地方局産業経済部産業振興課産地育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課産地育成室に勤務する職員 | 大型特殊自動車等の運転作業 | 874千円 | 日額 290円 |
| 兼務手当 | 当該業務に従事する教育職員 | 定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。） | 920千円 | １時間 510円、610円又は670円 |
| 添削手当 | 当該業務に従事する教育職員 | 通信制の課程を担任して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。） | 3千円 | 添削１回 110円 |
| 教員特殊業務手当 | 当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の１級、２級又は特２級のものに限る。） | ①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等③修学旅行等引率業務④対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等）⑤部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの）⑥入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの） | 591,713千円 | ①日額 8,000円②日額 7,500円③日額 4,250円④日額 4,250円⑤日額 3,000円⑥日額 1,125円 |
| 多学年学級担当手当 | 公立の小学校又は中学校の２の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。） | 当該多学年学級における授業又は指導業務 | 6,266千円 | 日額 290円 |
| 教育業務連絡指導手当 | 教務主任、学年主任、生徒指導主事等 | 教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務 | 103,989千円 | 日額 200円 |
| 面接指導手当 | 当該業務に従事する教育職員 | 講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。） | 8千円 | １時間 760円 |
| 特別支援教育手当 | 特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員 | 障害のある幼児､児童又は生徒に対する授業又は指導業務 | 356,096千円 | 日額 1,000円又は1,200円 |
| 道路上作業手当 | 地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員 | 交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業 | 3,527千円 | 日額 300円 |
| 家畜ふん尿処理作業手当 | 農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員 | たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業 | 119千円 | 日額 290円 |

注　手当ごとの「支給実績（平成29年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（平成29年度決算）」と一致しません。

**（5）超過勤務手当**

|  |  |
| --- | --- |
| 支給実績（平成29年度決算額） | 3,792,161千円　 |
| 職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算） | 560千円　 |
| 支給実績（平成28年度決算額） | 3,457,799千円　 |
| 職員１人当たり平均支給年額（平成28年度決算） | 535千円　 |

注１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職

員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

**（6）その他の手当（平成30年４月１日現在）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 手当名 | 内容 | 支給単価 | 国の制度との異　同 | 国の制度と異なる内　　容 | 支給実績(29年度決算) | 支給職員１人当たり平均支給年額(29年度決算) |
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給 | ・配偶者　　6,500円・子　　 　10,000円・父母等　　6,500円満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子１人につき5,000円加算 | 同 | － | 千円 2,008,368  | 円 230,397  |
| 住居手当 | 自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給 | 【借家･借間居住者】・家賃23,000円以下家賃額－12,000円・家賃23,000円超55,000円未満(家賃額－23,000円)×1/2＋11,000円・家賃55,000円以上27,000円(支給限度額) | 同 | － | 千円 1,204,769  | 円 263,972  |
| 初任給調整手当 | 医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給 | 採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給上限額：413,800円 | 同 | － | 千円 71,113  | 円 1,316,907  |
| 通勤手当 | 通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給 | 【公共交通機関利用者】６箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額上限額：78,000円 | 異 | 国上限額55,000円 | 千円 1,568,633  | 円 102,881  |
| 【交通用具利用者】距離に応じた定額片道２km以上５km未満2,500円～片道95km以上47,200円 | 異 | 国上限額31,600円 |
| 単身赴任手当 | 公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給 | 30,000円＋加算額加算額は、配偶者住居との距離に応じて8,000～70,000円 | 同 | － | 千円 200,018  | 円 360,393  |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に対して支給 | 給料表別､職務の級別、区分別の定額 | 同 | － | 千円 1,375,421  | 円 694,657  |
| 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当 | 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 | 給料及び扶養手当の月額に対して、100分の２から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額 | 同 | － | 千円 24,351  | 円 208,128  |
| へき地手当及びへき地手当に準ずる手当 | へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給 | 給料及び扶養手当の月額に対して、100分の２から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額 |  |  | 千円 113,922  | 円 295,135  |
| 定時制通信教育手当 | 県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給 | 給料月額に100分の５から100分の７を乗じた額（管理職手当との併給調整あり。） |  |  | 千円 31,254  | 円 281,568  |
| 産業教育手当 | 県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給 | 給料月額に100分の７を乗じた額（管理職手当等との併給調整あり。） |  |  | 千円 103,307  | 円 296,859  |
| 義務教育等教員特別手当 | 小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給 | 上限額：8,000円職務の級号給に応じた定額（産業教育手当等との併給調整あり。） |  |  | 千円 753,142  | 円 66,508  |
| 農林漁業普及指導手当 | 農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給 | 給料月額に100分の６を乗じた額 |  |  | 千円 42,605  | 円 261,380  |
| 宿日直手当 | 職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給 | 4,200円/１回　ほか（勤務時間による増減あり。） | 同 | － | 千円 441,698  | 円 177,674  |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給 | 職責に応じて3,000円～12,000円/１回の定額（６時間を超える場合は加算あり。） | 同 | － | 千円 46,213  | 円 80,370  |
| 夜勤手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員に支給 | 勤務１時間につき、１時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額 | 同 | － | 千円 140,554  | 円 98,427  |

注　支給単価のうち、特に記載の無いものは月額の単価です。

**５　特別職の報酬等の状況（平成30年４月１日現在）**

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 給　料　月　額　等 |
| 給料 | 知　　　事副　知　事 | 1,188,000円 | （1,320,000円）　 |
| 949,400円 | （1,010,000円）　 |
| 報酬 | 議　　　長副　議　長議　　　員 | 970,000円 |  |
| 870,000円 |  |
| 820,000円 |  |
| 期末手当 | 知　　　事副　知　事 | （平成29年度支給割合）3.30月分 |
| 議　　　長副　議　長議　　　員 | （平成29年度支給割合）3.30月分 |
| 退職手当 |  | （算定方式）　　　　　　　（１期の手当額）　（支給時期） |
| 知　　　事 | 132万円×在職月数×0.481　　3,047万6千円　　任期毎 |
| 副　知　事 | 101万円×在職月数×0.365 　1,769万5千円　　任期毎 |

注１　給料月額及び報酬月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第６号）に基づき、それぞれ知事10％、副知事６％の減額をした後の額であり、（　）内の金額は、減額前の額を記載しています。

　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

**６　職員数の状況**

　平成29年及び平成30年の各年の４月１日現在の部門別職員数の状況と平成30年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに過去５年間の職員数の推移は、以下のとおりです。

**（1）部門別職員数の状況と平成30年の職員数の主な増減理由**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（各年４月１日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|   | 職　　員　　数 | 対前年増減数 | 主　　　な　　　増　　　減　　　理　　　由 |
| 平成29年 | 平成30年 |
| 一般行政部門 | 議　　会 |  31 |  31 |  0 |  |
| 総務企画 |  669 |  635 |  △34 | スポーツ・文化部の設置、国体業務終了 |
| 税　　務 |  170 |  175 |  5 | 事務処理体制の強化 |
| 民　　生 |  355 |  357 |  2 | 児童相談所の機能強化 |
| 衛　　生 |  463 |  471 |  8 | 原子力安全対策、産業廃棄物指導体制の強化 |
| 労　　働 |  82 |  82 |  0 |  |
| 農林水産 |  1,007 |  1,002 |  △5 | 農業普及指導体制の見直し |
| 商　　工 |  196 |  208 |  12 | イベント開催準備体制の強化 |
| 土　　木 |  774 |  778 |  4 | 土砂災害危険個所の調査、動物園の魅力向上 |
| 小　　計 |  3,747［107］ |  3,739［115］ |  △8［8］ |  |
| 特別行政部門 | 教　　育 |  11,915 |  11,808 |  △107 | 児童生徒数の減少による教職員の減 |
| 警　　察 |  2,819 |  2,840 |  21 | 欠員補充 |
| 小　　計 |  14,734［246］ |  14,648［222］ |  △86［24］ |  |
| 公営企業部門 |  2,085［24］ |  2,077［23］ |  △8［△1］ | 県立病院における診療体制の強化資格免許職採用までの一時的欠員 |
| 合計（条例定数） |  20,566［377］(21,519) |  20,464［360］(21,497) |  △102［17］ |  |

注１　職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。

　２　［　］内は、再任用短時間職員の数であり、外書きです。

３　一般行政部門には、知事の事務部局（公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

**（2）年齢別職員構成の状況（平成30年４月１日現在）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
| 職員数(人) | 59 | 792 | 1,516 | 1,585 | 1,566 | 1,747 | 1,950 | 2,350 | 2,783 | 2,956 | 2,804 | 356 | 20,464 |
| 構成比 | 0.3% | 3.9% | 7.4% | 7.7% | 7.7% | 8.5% | 9.5% | 11.5% | 13.6% | 14.4% | 13.7% | 1.7% | 100.0% |

**（3）職員数の推移**

（単位：人・％）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　年　度部門別 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 過去５年間の増減数(率) |
| 一般行政 | 3,765 | 3,750 | 3,719 | 3,740 | 3,747 | 3,739 | ▲26 | （▲0.7%） |
| 教育 | 12,392 | 12,259 | 12,091 | 12,023 | 11,915 | 11,808 | ▲584 | （▲4.7%） |
| 警察 | 2,792 | 2,807 | 2,800 | 2,794 | 2,819 | 2,840 | 48 | （1.7%） |
| 消防 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 普通会計計 | 18,949 | 18,816 | 18,610 | 18,557 | 18,481 | 18,387 | ▲562 | （▲3.0%） |
| 公営企業等会計計 | 1,991 | 1,991 | 2,042 | 2,081 | 2,085 | 2,077 | 86 | （4.3%） |
| 総合計 | 20,940 | 20,807 | 20,652 | 20,638 | 20,566 | 20,464 | ▲476 | （▲2.3%） |

注　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

**７　公営企業職員の状況**

**（1）　電気事業**

県営電気事業は、昭和28年10月７日の営業開始以来65年を経過し、現在、銅山川第一発電所（２基）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計９発電所（10基）において、最大出力67,530キロワットで営業しています。

**①職員給与費の状況**

　決算

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 総費用Ａ | 純損益又は実質収支 | 職員給与費Ｂ | 総費用に占める職員給与費比率Ｂ/Ａ | （参考）平成28年度の総費用に占める職員給与費比率 |
| 平成29年度 | 千円2,050,787 | 千円1,044,449 | 千円356,140 | ％17.4 | ％18.0 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 職員数Ａ | 給　　与　　費 | 一人当たり給与費　Ｂ／Ａ |  | （参考）都道府県平均一人当たり給与費 |
| 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計　Ｂ |
| 平成29年度 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 55 | 209,132 | 55,894 | 86,451 | 351,477 | 6,390 | 6,867 |

注１　決算には、消費税を含んでいません。

　　　　２　職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

　　　　３　職員数は平成30年3月31日現在の人数です。

**②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年４月１日現在）**

県営電気事業に従事する平成30年４月１日現在の職員数（再任用短時間勤務職員２人を含まない。）は、56人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
| 愛媛県公営企業（電気事業） | 44歳５月  | 349,559円  | 438,109円 (562,432円) |
| 都道府県平均（電気事業） | 44歳６月  | 369,164円  | － (583,211円) |

注１　基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

２　平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、（　）内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

**③職員の手当の状況**

ア　期末手当・勤勉手当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 愛媛県公営企業（電気事業） | 愛　　媛　　県 | 都道府県平均（電気事業） |
| １人当たり平均支給額（平成29年度）1,764千円  | １人当たり平均支給額（平成29年度）1,600千円  | １人当たり平均支給額（平成29年度）1,621千円  |
| （平成29年度支給割合）　　　　期末手当　　　勤勉手当　　　 2.6 　月分　　 1.8 月分　　 （1.45　月分） （0.85　月分） | （平成29年度支給割合）　　　　期末手当　　　勤勉手当　　　 2.6 　月分　　 1.8 月分　　 （1.45　月分） （0.85　月分） | 　　　　　　　　　－ |
| （加算措置の状況）職制上の段階、職務の級等による加算措置 | （加算措置の状況）職制上の段階、職務の級等による加算措置 | 　　　　　　　－ |

注１　特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.2月分となっています。

２　（　）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（平成30年４月１日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 愛媛県公営企業（電気事業） | 愛　　媛　　県 | 都道府県平均（電気事業） |
| （支給率）　自己都合　勧奨・定年勤続20年　19.6695 月分　24.586875 月分勤続25年　28.0395 月分　33.27075 月分勤続35年　39.7575 月分　47.709 月分最高限度額　47.709 月分　47.709 月分その他の加算措置　退職手当の調整額　　職務の級等の区分に応じた８段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算　定年前早期退職特別措置（２～20％加算）１人当たり平均支給額　　　　　　 自己都合　 勧奨・定年退職者なし　22,232千円 | （支給率）　自己都合　勧奨・定年勤続20年　19.6695 月分　24.586875月分勤続25年　28.0395 月分　33.27075 月分勤続35年　39.7575 月分　47.709 月分最高限度額 47.709 月分　47.709 月分その他の加算措置　退職手当の調整額　　職務の級等の区分に応じた８段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算　定年前早期退職特別措置（２～20％加算）１人当たり平均支給額　　　　　　 自己都合　 勧奨・定年5,958千円　22,025千円 | １人当たり平均支給額10,821千円 |

注　１人当たり平均支給額は、平成29年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

ウ　地域手当（平成30年４月１日現在）

支給対象職員は、いません。

エ　特殊勤務手当（平成30年４月１日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 支給実績（平成29年度決算） | 38千円  |
| 支給職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算） | 1,534円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度） | 47.2％ |
| 手当の種類（手当数） | ２ |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績(平成29年度) | 左記職員に対する支給単価 |
| 危険作業手当 | 発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員 | ①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等③ずい道水圧管内における調査、測量作業等④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等⑤金属ナトリウム、性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務 | 千円 33  | ①日額 570円②日額 400円③日額 340円④日額 220円⑤日額 200円 |
| 用地交渉等業務手当 | 公営企業管理局に勤務する職員 | 公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務 | 千円 5  | 日額 650円 |

オ　時間外勤務手当

|  |  |
| --- | --- |
| 支給実績（平成29年度決算） | 30,300千円  |
| 職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算） | 757千円  |
| 支給実績（平成28年度決算） | 28,528千円  |
| 職員１人当たり平均支給年額（平成28年度決算） | 696千円  |

注１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職

員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含ん

でいます。

カ　その他の手当（平成30年４月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績(29年度決算) | 支給職員１人当たり平均支給年額(29年度決算) |
| 扶養手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 7,946  | 円 264,867  |
| 住居手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 3,438  | 円 286,500  |
| 通勤手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 3,631  | 円 93,104  |
| 単身赴任手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 912  | 円 456,000  |
| 管理職手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 6,859  | 円 762,096  |
| 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 0  | 円 0  |
| 宿日直手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 0  | 円 0  |
| 管理職員特別勤務手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 45  | 円 22,250  |
| 夜間勤務手当 | 一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 2,726  | 円 247,790  |

**（2）工業用水道事業**

県営工業用水道事業は、昭和39年４月１日の営業開始以来55年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道の３地区において、計画給水量249,220立方メートルで営業しています。

**①職員給与費の状況**

　　　決算

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 総費用Ａ | 純損益又は実質収支 | 職員給与費Ｂ | 総費用に占める職員給与費比率Ｂ/Ａ | （参考）平成28年度の総費用に占める職員給与費比率 |
| 平成29年度 | 千円992,729 | 千円552,864 | 千円161,469 | ％16.3 | ％15.3 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 職員数Ａ | 給　　与　　費 | 一人当たり給与費　Ｂ／Ａ |  | （参考）都道府県平均一人当たり給与費 |
| 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計　Ｂ |
| 平成29年度 | 人23 | 千円98,411 | 千円22,443 | 千円41,223 | 千円162,077 | 千円7,047 | 千円6,400 |

注１　決算には、消費税を含んでいません。

　　　　２　職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

　　　　３　職員数は平成30年3月31日現在の人数です。

**②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年４月１日現在）**

県営工業用水道事業に従事する平成30年４月１日現在の職員数（再任用短時間勤務職員２人を含まない。）は、21人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
| 愛媛県公営企業（工業用水道事業） | 49歳10月  | 381,712円  | 451,265円 (587,239円) |
| 都道府県平均（工業用水道事業） | 43歳９月  | 349,728円  | － (533,622円) |

注１　基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

２　平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、（　）内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

**③職員の手当の状況**

ア　期末手当・勤勉手当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 愛媛県公営企業（工業用水道事業） | 愛　　媛　　県 | 都道府県平均（工業用水道事業） |
| １人当たり平均支給額（平成29年度）1,749千円  | １人当たり平均支給額（平成29年度）1,600千円  | １人当たり平均支給額（平成29年度）1,508千円  |
| （平成29年度支給割合）　　　　期末手当　　　勤勉手当　　　 2.6 　月分　　 1.8 月分　　 （1.45　月分） （0.85　月分） | （平成29年度支給割合）　　　　期末手当　　　勤勉手当　　　 2.6 　月分　　 1.8 月分　　 （1.45　月分） （0.85　月分） | 　　　　　　　　　－ |
| （加算措置の状況）職制上の段階、職務の級等による加算措置 | （加算措置の状況）職制上の段階、職務の級等による加算措置 | 　　　　　　　－ |

注１　特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.2月分となっています。

２　（　）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（平成30年４月１日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 愛媛県公営企業（工業用水道事業） | 愛　　媛　　県 | 都道府県平均（工業用水道事業） |
| （支給率）　自己都合　勧奨・定年勤続20年　19.6695 月分　24.586875 月分勤続25年　28.0395 月分　33.27075 月分勤続35年　39.7575 月分　47.709 月分最高限度額　47.709 月分　47.709 月分その他の加算措置　退職手当の調整額　　職務の級等の区分に応じた８段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算　定年前早期退職特別措置（２～20％加算）１人当たり平均支給額　退職者なし　　　　　　 　　 | （支給率）　自己都合　勧奨・定年勤続20年 19.6695 月分　24.586875 月分勤続25年 28.0395 月分　33.27075 月分勤続35年 39.7575 月分　47.709 月分最高限度額47.709 月分　47.709 月分その他の加算措置　退職手当の調整額　　職務の級等の区分に応じた８段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算　定年前早期退職特別措置（２～20％加算）１人当たり平均支給額　　　　　　 自己都合　 勧奨・定年5,958千円　22,025千円 | １人当たり平均支給額11,250千円 |

注　１人当たり平均支給額は、平成29年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

ウ　地域手当（平成30年４月１日現在）

支給対象職員は、いません。

エ　特殊勤務手当（平成30年４月１日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 支給実績（平成29年度決算） | 40千円　  |
| 支給職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算） | 2,506円  |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度） | 69.6％  |
| 手当の種類（手当数） | ２　  |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績(平成29年度) | 左記職員に対する支給単価 |
| 危険作業手当 | 発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員 | ①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等③ずい道水圧管内における調査、測量作業等④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等⑤金属ナトリウム、性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務 | 千円 40 | ①日額 570円②日額 400円③日額 340円④日額 220円⑤日額 200円 |
| 用地交渉等業務手当 | 公営企業管理局に勤務する職員 | 公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務 | 千円 0  | 日額 650円 |

オ　時間外勤務手当

|  |  |
| --- | --- |
| 支給実績（平成29年度決算） | 8,579千円  |
| 職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算） | 477千円  |
| 支給実績（平成28年度決算） | 6,275千円  |
| 職員１人当たり平均支給年額（平成28年度決算） | 369千円  |

注１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職

員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含ん

でいます。

カ　その他の手当（平成30年４月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績(29年度決算) | 支給職員１人当たり平均支給年額(29年度決算) |
| 扶養手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 4,960  | 円 261,053  |
| 住居手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 808  | 円 269,333  |
| 通勤手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 4,101  | 円 178,290  |
| 単身赴任手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 360  | 円 360,000  |
| 管理職手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 3,166  | 円 633,290  |
| 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 ０  | 円 ０  |
| 宿日直手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 101  | 円 16,800  |
| 管理職員特別勤務手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 24  | 円 24,000  |
| 夜間勤務手当 | 一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 ０  | 円 ０  |

**（3）病院事業**

県営病院事業は、昭和31年10月１日県衛生部から移管を受けて以来62年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の４病院で、病床数1,659床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

**①職員給与費の状況**

　　　決算

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 総費用Ａ | 純損益又は実質収支 | 職員給与費Ｂ | 総費用に占める職員給与費比率Ｂ/Ａ | （参考）平成28年度の総費用に占める職員給与費比率 |
| 平成29年度 | 千円44,554,696 | 千円456,481 | 千円16,060,657 | ％36.0 | ％36.0 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 職員数Ａ | 給　　与　　費 | 一人当たり給与費　Ｂ／Ａ |  | （参考）都道府県平均一人当たり給与費 |
| 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計　Ｂ |
| 平成29年度 | 人2,054 | 千円7,834,681 | 千円4,898,197 | 千円3,193,564 | 千円15,926,442 | 千円7,754 | 千円7,533 |

注１　決算には、消費税を含んでいません。

　　　２　職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

 ３　資本勘定支弁職員に係る職員給与費62,503千円を含んでいません。

　　　４　職員数は平成30年3月31日現在の人数です。

**②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年４月１日現在）**

県営病院事業に従事する平成30年４月１日現在の職員数（再任用短時間勤務職員19人を含まない。）は、1,994人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
| 愛媛県医　　師看 護 師事務職員 | 45歳１月39歳10月45歳５月 | 588,537円317,874円 351,166円  | 1,324,402円 (1,505,161円)399,064円 (513,189円)502,986円 (628,302円) |
| 都道府県平均医　　師看 護 師事務職員 | 44歳９月38歳８月43歳４月 | 571,764円 307,328円 346,399円  | －(1,436,612円)－ (498,412円)－ (563,681円) |

注１　基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

２　平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、（　）内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

**③職員の手当の状況**

ア　期末手当・勤勉手当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 愛媛県公営企業（病院事業） | 愛　　媛　　県 | 都道府県平均（病院事業） |
| １人当たり平均支給額（平成29年度）1,540千円  | １人当たり平均支給額（平成29年度）1,600千円  | １人当たり平均支給額（平成29年度）1,556千円 |
| （平成29年度支給割合）　　　　期末手当　　　勤勉手当　　　 2.6 　月分　　 1.8 月分　　 （1.45　月分） （0.85　月分） | （平成29年度支給割合）　　　　期末手当　　　勤勉手当　　　 2.6 　月分　　 1.8 月分　　 （1.45　月分） （0.85 　月分） | 　　　　　　　　－ |
| （加算措置の状況）職制上の段階、職務の級等による加算措置 | （加算措置の状況）職制上の段階、職務の級等による加算措置 | 　　　　　　－ |

注１　特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.2月分となっています。

２　（　）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（平成30年４月１日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 愛媛県公営企業（病院事業） | 愛　　媛　　県 | 都道府県平均（病院事業） |
| （支給率）　自己都合　勧奨・定年勤続20年　19.6695 月分　24.586875 月分勤続25年　28.0395 月分　33.27075 月分勤続35年　39.7575 月分　47.709 月分最高限度額　47.709 月分　47.709 月分その他の加算措置　退職手当の調整額　　職務の級等の区分に応じた８段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算　定年前早期退職特別措置（２～20％加算）１人当たり平均支給額自己都合　勧奨・定年　医　師　　916千円　17,144千円　看護師　1,244千円　17,392千円　その他　2,949千円　19,745千円 | （支給率）　自己都合　勧奨・定年勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分最高限度額47.709 月分 47.709 月分その他の加算措置　退職手当の調整額　　職務の級等の区分に応じた８段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算　定年前早期退職特別措置（２～20％加算）１人当たり平均支給額自己都合　勧奨・定年　5,958千円　 22,025千円 | １人当たり平均支給額6,143千円 |

注１　１人当たり平均支給額は、平成29年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

　　２　１人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

ウ　地域手当（平成30年４月１日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 支給実績（平成29年度決算） | 282,311千円 |
| 支給職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算） | 931,720円　 |
| 区　　分 | 支給対象地域 | 支　給　率 | 支給対象職員数 | 愛媛県の制度(支給率) |
| 医　　師 |  | 16％ | 277人 | 16％ |

注１　支給対象職員数は、平成30年４月１日現在の職員数です。

　２　医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

エ　特殊勤務手当（平成30年４月１日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 支給実績（平成29年度決算） | 428,379千円　  |
| 支給職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算） | 284,448円  |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度） | 71.6％  |
| 手当の種類（手当数） | ９　  |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績(平成29年度) | 左記職員に対する支給単価 |
| 結核病とう勤務手当 | 病院の結核病棟に勤務する職員 | 病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務 | 千円 150  | 日額 290円 |
| 病理細菌取扱手当 | 病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員 | 病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等 | 千円 3,355  | 日額 200円 |
| 放射線技術勤務手当 | 放射線技術又はその補助に従事する職員 | 病院において行う有害放射線の影響を受ける作業 | 千円 8,373  | 日額 230円 |
| 伝染病医療従事手当 | 病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員 | 伝染病患者等の診療又は看護伝染病菌の付着した物件等の処理作業 | 千円 40  | 日額 290円 |
| 精神病棟等勤務手当 | 病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員 | 精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務 | 千円 167  | 日額 320円 |
| 夜間看護等手当 | ①病院で深夜に勤務する看護師等②③病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員 | ①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前５時までの間)において行われる看護等の業務②救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機③待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務 | 千円 347,178  | ①１回 2,000円から3,300円まで②１回 860円③１回 1,620円 |
| 航空手当 | 航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員 | 航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務 | 千円 410  | １時間 1,900円 |
| 救急医療従事手当 | 病院に勤務する管理職医師 | 正規の勤務時間外において行う救急医療業務 | 千円 41,611  | １時間当たりの給与額×従事時間 |
| 診療応援手当 | 病院に勤務する医師 | 他の県立病院等で従事する診療業務 | 千円 27,095  | １回 5,000円から20,000円 |

注　手当ごとの「支給実績（平成29年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（平成29年度

決算）」と一致しません。

オ　時間外勤務手当

|  |  |
| --- | --- |
| 支給実績（平成29年度決算） | 2,161,623千円  |
| 職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算） | 1,097千円  |
| 支給実績（平成28年度決算） | 2,182,536千円  |
| 職員１人当たり平均支給年額（平成28年度決算） | 1,111千円  |

注１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職

員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含ん

でいます。

カ　その他の手当（平成30年４月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績(29年度決算) | 支給職員１人当たり平均支給年額(29年度決算) |
| 扶養手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 169,278  | 円 217,582  |
| 住居手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 203,799  | 円 273,556  |
| 通勤手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 130,146  | 円 89,570  |
| 単身赴任手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 12,510  | 円 403,548  |
| 管理職手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 63,573  | 円 1,077,517  |
| 初任給調整手当 | 内容は、一般行政職の制度と同じ。支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。・職務の級に応じ24,000円又は30,000円（南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円） | 異 | 医師への加算 | 千円 1,028,732  | 円 3,395,155  |
| 宿日直手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 205,422  | 円 398,877  |
| 管理職員特別勤務手当 | 一般行政職の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 17,501  | 円 296,629  |
| 夜間勤務手当 | 一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。 | 同 | － | 千円 194,922  | 円 193,184  |